

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 西金野井春日部線
- 三 道路の区域

